

新下関市場再整備調査検討業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本プロポーザルは、建設後 49 年が経過し、老朽化が進んでいる新下関市場の再整備を経済的かつ効果的に進めるための基礎資料を作成するため、再整備に関する調査と検討を行う業務の実施について最も適した事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 新下関市場再整備調査検討業務
- (2) 対象施設 下関市地方卸売市場新下関市場
所在地：山口県下関市一の宮住吉三丁目 2 番 1 号
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 10 月 30 日(金)まで
- (4) 業務内容 別紙「新下関市場再整備調査検討業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり

3 予算額

見積り限度額は 12,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。年度ごとの予算は以下の通りとする。

令和 7 年度分：3,600 千円

令和 8 年度分：8,400 千円

4 日 程

内 容	日 程
プロポーザル実施の公告日	令和 7 年 8 月 18 日(月)
現地見学の実施	公告日から 令和 7 年 8 月 28 日(木)まで (土曜・日曜・祝日を除く)
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和 7 年 9 月 1 日(月) 17 時必着
プロポーザル参加資格審査結果通知	令和 7 年 9 月 5 日(金)
質問の受付期間	公告日から 令和 7 年 8 月 28 日(木)まで
質問に対する回答	令和 7 年 9 月 1 日(月) (予定)
提案書等提出期限	令和 7 年 9 月 24 日(水) 17 時必着
プレゼンテーション	令和 7 年 10 月 8 日(水)
選考結果通知	令和 7 年 10 月 15 日(水) (予定)

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当していないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日からプレゼンテーションの日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税相当額）を滞納していないこと。
- (5) 令和2年度以降に官公庁が発注した、同種の業務（中央卸売市場又は地方卸売市場の再整備のあり方検討、基本方針、基本構想、基本計画等の策定業務）の実績があること。

6 現地見学の実施

本プロポーザルに参加しようとする者は、希望により次のとおり現地見学できる。

- (1) 日時 公告日から令和7年8月28日までの（土曜・日曜・祝日を除く。）
9時から17時まで
- (2) 申込方法 事前予約により実施する。希望する者は、事業者名、希望日時（複数可）、人数、担当者名及び連絡先を下関市農林水産振興部市場流通課（sgchihoo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）に電子メールにより連絡すること。本市で調整し、決定日時を連絡する。
- (3) 現地見学の際は、建物外観や周辺環境の写真撮影は認めるが、使用中の施設は使用者の許可がなければ撮影できない。当日は本市からの説明は行わず、本プロポーザルに関する質問は受け付けない。

7 参加申込手続

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②同種の業務（5参加資格（5）参照）を行ったことが分かる契約書の写し
- ③現在事項全部証明書の写し（公告日から3か月前以降に発行されたもの）

(2) 提出方法 電子メール

※提出書類について必要事項を入力の上、PDF化し、電子メールにより送付すること。送付後電話連絡すること。

(3) 提出期限 令和7年9月1日（月） 17時必着

(4) 提出先 下関市農林水産振興部市場流通課
sgchihoo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年9月5日(金)

※参加申出書を提出したにもかかわらず参加資格審査の結果通知が届かない場合は、令和7年9月8日(月)正午までに電話で確認すること。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面(任意様式)にて市に説明を求めることができるものとする。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 質問書(様式2)のとおり

イ 提出方法 電子メール ※送付後に電話連絡すること。

ウ 受付期間 公告日から令和7年8月28日(木)まで

エ 提出先 下関市農林水産振興部市場流通課
sgchihoo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(2) 回答

ア 回答方法 本市公式ウェブサイト質問回答を一括して公開する。

イ 回答日 令和7年9月1日(月)(予定)

9 提案書類の提出

(1) 提出書類

①業務の実施方針・業務フロー・工程計画表・実施体制(任意様式)

業務の実施方針、実施計画、実施体制などを具体的に記載すること。なお、業務の一部を再委託する場合は、実施体制に再委託の内容及び再委託を行う理由を記載すること。

②提案金額見積書(任意様式)

提案金額には、総合計(消費税及び地方消費税相当額を含む)を記載すること。なお、一式表現ではなく、具体的に内訳及び積算内容等を明示すること。

③実績概要の説明文書(過去の業務の概要を説明する1ページ程度の文書)

④企画提案書(任意様式)

次のテーマについて企画提案書を作成すること。

テーマ1「市場取扱量増加策について」(A4用紙5枚程度)

新下関市場の取扱量を増加させるための具体的な戦略を1つ提案すること

と。以下の要素を含むこと。

- ・現状分析：新下関市場の現在の課題を分析し、主要な問題点を特定する。
- ・具体的な戦略：具体性があり、実現可能な戦略を提案する。
- ・実行スケジュールと予算：提案した戦略を実行するためのスケジュール、予算見積もりを提示する。

テーマ2「仕様書以外で調査すべき項目について」（A4用紙2枚程度）

新下関市場再整備に当たり、仕様書に記載されていないが調査すべきと考える項目を提案し、その理由を説明すること。仕様書の内容を補足、充実させる提案でも良い。

上記提案内容についてのプレゼンテーション用スライド（20枚程度）

(2) 提出部数 正本1部、副本8部

(3) 提出期限 令和7年9月24日(水) 17時必着

(4) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。提案書受付後の差し替え、追加及び修正は原則認めないものとする。

また、期限までに提案書の提出がない場合は辞退したものとみなす。

(6) 提出先 〒751-0805 下関市一の宮住吉三丁目2番1号

下関市農林水産振興部市場流通課青果市場室

(7) その他

ア 用紙の大きさはA4版とする。ただし、図表等についてはA3版で折り込みも可とする。

イ 提案内容は、簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

ウ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は企画提案者が負う。

エ 提出書類に書かれた提案内容は実現を約束したものとみなす。

オ 真に必要な場合を除き、提案書類には個人情報に記載しないこと。また、副本は事業者名やロゴなど事業者が特定できる記載がないものとする。

10 審査方法

(1) 評価基準

別添「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日 程 令和7年10月8日(水)

(時間等の詳細については別途通知する。)

イ 実施場所 下関市役所本庁(下関市南部町1-1)

ウ 出席者 3名以内

エ 実施時間 40分以内(質疑応答10分含む)

オ 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター・電源

※上記以外は、企画提案者の負担において用意すること。

カ その他

プレゼンテーションの順番は、市が提案書を受理した順番とする。

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置するプロポーザル審査委員会の各委員が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

イ 失格者を除き、各委員の評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、「提案内容」の項目における各委員の評価点の合計が高い者を候補者として選定する。

エ 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプレゼンテーションは実施する。

オ 総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

カ その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

(ウ) 本実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(エ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(オ) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

(カ) 提案金額が、見積り限度額を超過した場合

(キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 提供資料

本プロポーザル参加検討に当たり、本市から次のとおり資料を提供する。

・市場概要(下関市地方卸売市場新下関市場)(令和7年度)

12 選定結果

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書によりメールにて通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市公式ウェブサイト（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

13 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行ったうえで、再度、見積書を徴取し、見積合せ後に契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を受けたときは本業務の一部を再委託できるものとする。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (4) 契約を締結しようとする際に、受託者は契約金額の100分の10を契約保証金として納付しなければならない。ただし、下関市契約規則第30条各号に該当する場合はこれを免除する。なお、契約保証金は、契約が履行された後に還付する。

14 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については契約締結後に開示するものとする。

15 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しない。
 - イ 提出後の訂正、差替は、市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合であっても、本プロポーザルは実施する。

(5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 提出・問い合わせ先

下関市農林水産振興部市場流通課青果市場室（担当：和田）

〒751-0805 下関市一の宮住吉三丁目2番1号

Tel：083-256-0277 Fax：083-256-3960

E-mail：sgchihoo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

17 施行期間

本要領は、令和7年8月18日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。